

老人デイサービスセンター パレ・フローラ
日常生活支援総合事業 重要事項説明書
(総合事業型・支援強化型・支え合い型)
(令和7年4月1日現在)

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話 042-472-0640 / FAX 042-474-2100
(受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時30分)
担 当 生活相談員: 田口 真吾
*ご不明な点は、何でもお尋ねください。
- 2 老人デイサービスセンター パレ・フローラの概要
(1) 通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業含む)の内容
ご利用日・ご利用時間: サービス提供票(兼居宅サービス計画)により決定
(2) 利用場所及び送迎できる範囲

名称	老人デイサービスセンター パレ・フローラ
所在地	東久留米市下里4-2-50
介護保険事業所番号	1374800280
サービスを提供する対象地域 *	東久留米市及び隣接する清瀬市・東村山市・小平市の一部

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

- (3) 職員の体制 通所規模型通所介護

◆1日の最低配置基準

職 種	職員数	職 種	職員数
管理者	1名	看護師・准看護師	1名
生活相談員	1名	介護職員	6名
機能訓練指導員	1名		

- (4) 通常設備等 通所規模型通所介護

定員	39名	静養室	1	相談室	1
食堂	80.04㎡	デイルーム兼機能訓練室	188.86㎡	浴室	一般浴槽 特殊浴槽
送迎車	5台	—			

- (5) 営業時間 月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
ただし、日曜日及び12月30日から1月3日までを除く。

- 3 提供するサービス内容
レクリエーション、機能訓練、生活相談、食事、入浴、送迎

- 4 利用料

- (1) 別紙のとおり
- (2) 償還払いには、一旦お客様が介護報酬を事業者へ全額支払い、その後領収書を添付して区市町村に請求するとサービス負担割合に応じた還付が受けられます。
- (3) キャンセル料 お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の前営業日午後5時30分以降にご連絡いただいた場合	食費相当分 (別紙料金表のとおり)

※営業時間外は留守番電話での連絡をお願いします。 電話042-472-0640

- (4) 利用料金の支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払方法は、銀行口座振込、口座引落、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

- (5) サービスの内容

介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、機能訓練その他必要な介護等を行います。

- 5 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を

開始します。

※介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 健康上による中止

①風邪、病気の際はサービス提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、ご家族に連絡の上対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。

その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(3) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

なお、文書は事業所で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設等に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援・要介護介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護1～5と認定された場合

・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当事業所の通所介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

「その人らしさ」の継続と、健康で明るく豊かな高齢期の生活実現のため、持てる機能を最大限に活用し、保健、医療、福祉の各サービスと連携した質の高いサービスを提供します。

また、お客様の権利擁護と個人の尊厳を守り、お客様の可能性を信じた生涯学習の視点をもって自立を援助します。更に、サービス提供事業者として、常に自らの提供するサービスの質の評価を行い改善に努力します。

(2) サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
土曜・日曜日・祝日実施の有無	有	土曜日及び祝日に実施
時間延長の実施の有無	有	状況に応じてご相談ください。
従業員への研修の実施状況	有	内部、外部研修への積極的な参加実施
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

(3) サービス利用のための留意事項

・送迎の連絡方法

・体調の確認と体調不良の場合の対応

・食事の内容

・機能訓練の内容

・レクリエーション趣味活動の内容

・その他

7 緊急時の対応

(1) お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関へ搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及びご家族、居宅支援事業者に連絡するとともに顛末記録、再発防止対策に努めその対策について協議します。

(2) 事故発生時の対応

お客様に対するサービスの提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責めに帰すべからず事由による場合はこの限りではありません。

8 非常災害対策

非常時の災害に備えて消防計画を作成し、避難訓練を次のとおり行い必要な設備を備えています。

- ・防災時の対応 非常時の災害が発生した場合お客様の避難等適切な措置を講じます。
- ・防災設備 火災通報装置、煙感知器、スプリンクラー
- ・防災訓練 年12回
- ・防火責任者 事業所管理者

9 虐待の防止に向けた取り組み

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り必要な措置を講じています。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員に対する結果の周知
- ・虐待の防止のための指針を整備。
- ・従業者に対する虐待の防止のための研修実施

10 サービス内容に関する苦情

1 当事業所お客様相談・苦情担当

担当窓口 苦情受付担当者 田口 真吾

当事業所以外に、相談・苦情受付窓口等でも受け付けています。

■東久留米市市役所窓口

福祉保健部介護福祉課 電話 042-470-7777(代表)

受付時間：8時30分～17時（土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く）

■東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177

受付時間：8時30分～17時（土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く）

11 当法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 竹恵会
 代表者役職氏名 理事長 竹中 三津子
 法人所在地・電話番号 東京都東久留米市下里四丁目2番50号
 042-472-0657

■定款の目的に定める事業	■施設・拠点	
特別養護老人ホームけんちの里の設置経営	特別養護老人ホーム	1ヶ所
老人デイサービスセンター パレ・フローラの設置経営	短期入所生活介護	1ヶ所
老人短期入所事業 けんちの里の設置経営	通所介護	2ヶ所（3単位）
老人デイサービスセンター ガーデン・ほんむらの設置経営	生活支援	1ヶ所
老人居宅介護等事業	居宅介護支援事業所	1ヶ所
パレ・フローラ指定訪問介護事業所の経営経営	—	
生活支援事業受託経営		
居宅介護支援事業 けんちの里指定居宅介護支援事業所の経営		

通所介護サービスの提供にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都東久留米市下里4-2-50
 名称 老人デイサービスセンター パレ・フローラ
 事業所番号 1374800280

説明者 氏 名 印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

<お客様> 住 所

氏 名 印

<お客様代理人> 住 所

氏 名 印 (続柄)